

トーマツ チャイナ ニュース ダイジェスト版(2014 年第 4 四半期号)

(Vol.143 2014 年 10 月号- Vol.145 2014 年 12 月号の掲載記事より、一部抜粋しています)

会計情報

中国子会社における法定決算留意事項

本稿における解説は中国新企業会計準則(以下、「新準則」)をベースとしていますが、会計基準を問わず、日系企業中国子会社がこの時期に、決算留意事項として事前に準備、検討すべきと思われる事項について、幅広く解説しています。

当期決算に考慮すべき外的要因、内的要因

この1~2年、中国経済の景気減速が懸念されるとともに、日中関係の悪化が日本からの投資に影を落としている状況が続いており、中国における日系企業にとっては厳しい経営環境が続いています。かかる状況において、中国における日系企業の中には、業績が急激に悪化している会社や、事業採算の悪化を原因として撤退や事業再編等を計画している会社も増えていると想定されます。期末決算に際しては、業績が悪化している子会社、事業再編等を検討している子会社については、特に注意が必要です。

法定決算処理の留意事項

法定決算処理のポイントとして、以下に留意する必要があります。

- 新準則の適用企業においては改訂の影響、特に有給休暇引当金の計上の要否の検討を進める。
- 中国経済の減速等による中国子会社への影響を把握する。特に、次の2点について前倒しの対応を行う。
 - ✓ 固定資産の減損の検討
 - ✓ 企業継続性の疑義への対応
- 決算日程等について、子会社と具体的な打ち合わせを行う(2015年の春節休暇は2月18日~24日となっている)。

新「企業会計準則」に関する留意事項(新準則の改訂)

中国の会計基準設定主体である財政部は、2014年になり相次いで5つの改訂具体準則及び3つの新規具体準則を公表しています。また、これら8つの具体準則に対応する実務指針である「応用指南」も逐次公表され、既に、改訂新準則「第37号 金融商品の表示」(以下、「改訂37号準則」)を除く具体準則の応用指南が公表されており、法定決算に重要な影響があると予想される改訂が散見されています。

上記の事項は、法定決算開始後に検討する場合には期末後に決算数値が大きく変動したり、子会社の決算数値の確定が大幅に遅れる事態を招く可能性もあるため、事前に中国子会社の経理担当者等と協議し、早めの対策を講じることが望ましいと考えます。本稿の詳細は、トーマツ チャイナ ニュース Vol.143(2014 年 10 月号)会計情報をご覧ください。

税務情報

固定資産の加速減価償却の範囲が拡大

～ 財税[2014]75号の施行～

2014年10月20日付けで「固定資産の加速減価償却に係る企業所得税政策の完備に関する通知」(財税[2014]75号、以下“75号通知”と表記)が公布され、2014年1月1日から遡及適用されています。

75号通知では、固定資産に対する加速減価償却を新たにバイオ医薬品の製造、専用設備の製造、通信・ソフトウェア・情報技術サービスを含む6業種に認めています(特定6業種... バイオ医薬品の製造、専用設備の製造、鉄道・船舶・航空機その他の輸送設備の製造、コンピューター・通信機器その他の電子設備の製造、計測設備の製造、通信・ソフトウェア・情報技術サービス)。

また、これらに加えて、全ての企業に対して少額固定資産の一括償却を認めるなど、その適用範囲が更に拡大されています。

75号通知では、2014年1月1日以降、新たに購入した固定資産に以下の優遇措置を定めています。

固定資産の 使用目的	固定資産金額	対象業種ごとの減価償却方法		
		6業種 (小規模企業以外)	6業種 (小規模企業)	全業種
研究開発専用	100万元超	減価償却期間の短縮 /加速減価償却が可能	減価償却期間の短縮 /加速減価償却が可能	減価償却期間の短縮 /加速減価償却が可能
	100万元以下	一括償却が可能 (減価償却期間の短縮 /加速減価償却も可能)	一括償却が可能	一括償却が可能
研究開発と経営共用	100万元超	減価償却期間の短縮 /加速減価償却が可能	減価償却期間の短縮 /加速減価償却が可能	
	100万元以下	減価償却期間の短縮 /加速減価償却が可能	一括償却が可能	
上記以外の目的に使用	100万元超	減価償却期間の短縮 /加速減価償却が可能		
	100万元以下	減価償却期間の短縮 /加速減価償却が可能		
少額固定資産	5,000元以下			一括償却が可能

75号通知の概要、及び留意事項の解説は、トーマツ チャイナ ニュース Vol.144(2014年11月号)税務情報をご覧ください。

投資情報

特定の外国人の短期出張者に対し Z ビザの取得を義務付けるなど、新たな手続きを要求 ～ 人社部発[2014]78 号の公布～

今般、外国人に対する出入国管理に関する新たな規定が定められました。人力資源社会保障部、外交部等により共同で定められた「外国人が入国して短期業務を遂行することの関連手続き手順(試行)」(以下“人社部発[2014]78 号”と表記)が 2015 年 1 月 1 日から施行され、出張者などの短期滞在者を対象とした管理の強化を目的としています。人社部発[2014]78 号では、短期滞在者が従事する業務を期間の長短ではなく業務内容により“短期業務”と“短期業務に該当しないが人社部発[2014]78 号の適用を受けるもの(以下“非短期業務”と表記)”に分類し、それ以外の業務は「外国人出入国管理条例」の適用を受けます。このうち、“短期業務”に該当する場合には 90 日以内の滞在であっても、行政主管部門から短期業務証明書を取得すると共に、就業ビザ(Z ビザ)、居留証の取得を義務付けました。

また、現地法人や駐在員事務所への短期出張或いは設備機器の据付けや指導など、人社部発[2014]78 号で定める“非短期業務”に該当する場合においても、従来であれば M ビザにより出張していた短期滞在者に対し、滞在日数が 90 日を超えれば、中国での就業ビザ及び居留者等の取得を要求しています。

現時点においては、短期業務或いは 90 日を超えて非短期業務に従事する就業ビザ取得者に対して、日本本社など外国企業の出張者として取り扱うのか、現地法人など中国企業の雇用者として取り扱うのかは不明です。すなわち、通常、就業ビザの取得は中国企業での勤務を前提としているため、従来からの規定に基づけば、短期出張者にもかかわらず、中国法人との労働契約書の締結が必要になるとも考えられます。

また、人社部発[2014]78 号の制定部門には国家税務総局は含まれておらず、就業ビザの取得が要求される出張者に対して、同局がどのように運用するのかも不明の状態です。

このように、人社部発[2014]78 号の要件が適用されれば、中国への出張者に対して要求される手続きが大幅に変更されると共に、特定の外国人の短期出張者に対しては就業ビザの取得が義務付けられます。従いまして、補充通達の公布や実務運用の確認など、今後の動向に注視が必要です。

但し、非短期業務に該当する場合、人社部発[2014]78 号では 1 回の滞在期間が 90 日以内であれば、M ビザ或いは F ビザの取得を要求しており、この場合には、これまでと同様の手続きとなります。このため、1 回の出張で 90 日超の滞在が許容されている M ビザの保有者は、施行状況が明確になるまでは滞在日数に留意するなどの実務的な対応が必要となります。

人社部発[2014]78 号の詳細は、トーマツ チャイナ ニュース Vol.145(2014 年 12 月号)投資情報をご覧ください。

有限責任監査法人トーマツ / 徳勤華永会計事務所 LLP (デロイト中国) による、中国事業展開サポート、日系企業サービスのご紹介:

詳細情報は、下記の各 Web サイトをご参照ください。

- 有限責任監査法人トーマツ 中国ビジネスサポート: <http://www.tohmatsu.com/jp/jsq/ch>
- デロイト中国 JSG (日系企業サービスグループ):
<http://www2.deloitte.com/cn/en/pages/international-business-support/solutions/jsq-japanese.html>

有限責任監査法人トーマツによる、中国事業展開サポート、日系企業サービスのお問い合わせ先:

有限責任監査法人トーマツ グローバル戦略 中国室

〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティ C 棟

代表電話: 03-6720-8341 / Fax: 03-6720-8346

E-mail: chugoku@tohmatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所 中国室

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1

淀屋橋三井ビルディング

代表電話: 06-4560-6031 / Fax: 06-4560-6039

E-mail: jposakatsjimukyoku@tohmatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ 福岡事務所 国際部

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ

代表電話: 092-751-1813 / Fax: 092-751-8990

E-mail: fukuoka_kokusai@tohmatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ 名古屋事務所 中国室

〒450-8530 名古屋市中村区名 3-13-5

名古屋ダイヤビルディング 3 号館

代表電話: 052-565-5511 / Fax: 052-565-5548

E-mail: chinadesk.ngo@tohmatsu.co.jp

「トーマツ チャイナ ニュース」のバックナンバーは

<http://www.tohmatsu.com/chinanews/> をご覧ください。

「トーマツ メールマガジン / トーマツ チャイナ ニュース」の配信をご希望の方は

<http://www.tohmatsu.com/mm/> よりお申し込みください。

「トーマツ チャイナ ニュース」のお問合せ先: 有限責任監査法人トーマツ グローバル戦略 中国室

E-mail: chinanews@tohmatsu.co.jp

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (英国の法令に基づく保証有限責任会社) のメンバーファームおよびそれらの関係会社 (有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社および税理士法人トーマツを含む) の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,800 名の専門家 (公認会計士、税理士、コンサルタントなど) を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人を超える人材は、“standard of excellence” となることを目指しています。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。